

国保小櫃診療所の診療体制について

保健福祉部

1 現 状

国保小櫃診療所の運営と地域医療のため、医師確保に努めてきたが、確保が困難な状況が続いており、平成30年度、令和元年度においては、民間医療機関の協力を得て診療日数を縮小しつつも運営を継続している。

2 課 題

医師・薬剤師及び、医療事務員はそれぞれ、別の医療機関からの派遣、看護師は市の非常勤職員などでやり繰りしており、安定的な地域医療と診療体制の確保ができていない状況である。

また、現在、火・木曜日午前中の診察としているが、診療日時の減少により、一日当たり患者数は増加している。このため、現在の医療機関から、患者一人当たりの診察時間をより多く確保するため、月曜日午前中の診療も実施したい旨、申し出があったところである。

3 今後の対応

(1) 令和元年度の対応について

令和元年9月から新たに月曜日の午前中を開院日とし、月・火・木曜日午前中の診療体制とする。

(2) 令和2年度からの対応について

令和2年度以降の安定的な地域医療と診療体制を早期に確保するため、医師・看護師等の人材確保とともに、包括的な委託が可能となる指定管理者制度を導入する。

なお、全国的に地域医療を担う医師が不足している状況のなか、自治体が設置している病院・診療所では指定管理者制度を活用しているところが多数ある状況である。

4 今後のスケジュール

令和元年	7月	条例改正案を国保運営協議会へ諮問
	8月	条例改正案を議会へ提出
	9月	診療日時変更 指定管理者の公募
	10月	指定候補者の選定
	12月	指定管理者の指定議案を議会へ提出
令和2年	4月	新体制での診療所運営開始